


平成 22 年度税制改正について

〔 暫定税率・地方環境税・地方税制
プロジェクトチーム 〕

平成 21 年 11 月 25 日

- 喫緊の課題である地球温暖化対策を進めるために、地域において主体的な取組を進め地球環境に貢献することが必要。
 - ・ 地方税において、自動車や燃料に対して、環境への負荷に応じた課税を行い、CO₂の排出の抑制に寄与。
 - ・ 税収を活用して京都議定書目標達成計画に定められた地方公共団体の具体的取組を一層充実。

- 
- 全国知事会や環境省からの具体的な提言も参考にし、幅広い観点から検討
 - 自動車税(地方税)と自動車重量税(国税)を基礎に、CO₂排出削減に資する新しい「環境自動車税」を地方税として創設
 - 全ての化石燃料に対する課税を検討する場合には、地方公共団体の税源を確保する仕組みが不可欠

環境自動車税(地方税)の創設

民主党Manifesto

- 「将来的には、(略) **自動車重量税は自動車税と一本化**
- 「CO2等排出量について、**2020年までに25%減**(1990年比)」

欧州の動向

- 既に**17カ国**において、自動車税又は自動車登録税の課税標準等に**CO2を導入**
- 《代表的な導入国》
イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク 等
- ※ヨーロッパ自動車工業会資料による



検討の方向性

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

現在

自動車税(地方税) (1.6兆円(21年度地財ベース))	排気量(cc)に応じた課税
自動車重量税(国税) (本則分0.4兆円、暫定上乘せ分0.5兆円(21年度予算ベース))	車両重量に応じた課税



環境自動車税(地方税)のイメージ

- 環境損傷負担金的性格**
(CO2排出量を勘案した税率)
- 財産税的性格
(財産的価値を勘案した税率)

注) 課税標準、税率、徴収方法など制度の詳細は今後有識者を交え検討。

地方環境税(仮称)について

21.10.29 政府税調提出

1. 地方の自主財源の確保

- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする(三党連立政権合意)
- 地域主権を確立し、地方の自主財源を大幅に増やす(民主党マニフェスト)

2. 地球温暖化対策の推進と整合性のとれた地方税制の構築

- 2020年度までに、温室効果ガス△25%を国際公約
- エネルギー課税は、環境負荷に応じた課税となるよう検討(税制調査会への諮問)

これらの課題への対応策として、**地方環境税(仮称)の創設を提案**

【地方環境税のスケルトン】ガソリンや軽油といった化石燃料に対し、炭素含有量に応じて課税

3. 温室効果ガス削減のインセンティブ

- 温室効果ガス削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的(⇒地方での課税)

地方環境税（仮称）の骨子（素案）

全国知事会地方税制小委員会資料より作成

項 目	内 容															
1. 課税主体	都道府県 ※温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的															
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの揮発油及び軽油の引取りで、当該揮発油及び軽油の納入を伴うもの ※「地球温暖化対策税」の議論とあわせ、地方税として電気・ガス税を課していた経緯も踏まえ、課税客体の拡大を検討															
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う揮発油及び軽油の引取りを行なう者															
4. 課税標準	揮発油及び軽油の数量（「消費（販売）」量）															
5. 税率	揮発油等に含まれる「炭素量」に応じた税率とすることが考えられる ⇒ 揮発油 1 : 軽油 1.13 税込規模を約 8,100 億円とした場合 ⇒ 揮発油 9.3 円/ℓ、軽油 10.5 円/ℓ															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">揮発油税＋地方揮発油税(国税)</th> <th style="width: 35%;">軽油引取税(地方税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行税率</td> <td style="text-align: center;">53.8 円/ℓ</td> <td style="text-align: center;">32.1 円/ℓ</td> </tr> <tr> <td> うち 本則税率</td> <td style="text-align: center;">28.7 円/ℓ</td> <td style="text-align: center;">15.0 円/ℓ</td> </tr> <tr> <td> うち 暫定税率</td> <td style="text-align: center;">25.1 円/ℓ</td> <td style="text-align: center;">17.1 円/ℓ</td> </tr> <tr> <td>本則税率＋地方環境税</td> <td style="text-align: center;">38.0 円/ℓ</td> <td style="text-align: center;">25.5 円/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>		揮発油税＋地方揮発油税(国税)	軽油引取税(地方税)	現行税率	53.8 円/ℓ	32.1 円/ℓ	うち 本則税率	28.7 円/ℓ	15.0 円/ℓ	うち 暫定税率	25.1 円/ℓ	17.1 円/ℓ	本則税率＋地方環境税	38.0 円/ℓ	25.5 円/ℓ
		揮発油税＋地方揮発油税(国税)	軽油引取税(地方税)													
	現行税率	53.8 円/ℓ	32.1 円/ℓ													
	うち 本則税率	28.7 円/ℓ	15.0 円/ℓ													
うち 暫定税率	25.1 円/ℓ	17.1 円/ℓ														
本則税率＋地方環境税	38.0 円/ℓ	25.5 円/ℓ														
うち 本則税率	28.7 円/ℓ	15.0 円/ℓ														
うち 暫定税率	25.1 円/ℓ	17.1 円/ℓ														
本則税率＋地方環境税	38.0 円/ℓ	25.5 円/ℓ														
6. その他	(1) 普通税とする (2) 自動車重量譲与税等の暫定税率分は、都道府県から市町村へ「税交付金」を交付する (3) その他の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の軽油等の免税制度の取扱い ・施行期日 等 															

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

【課税の仕組み】	<p>①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用)</p> <p>②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)</p>
【税率】	<p>①(輸入者・採取者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油、石油製品 2,780円/kl (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・ガス状炭化水素 2,870円/t (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・石炭 2,740円/t (1,174円/二酸化炭素トン、4,303円/炭素トン) <p>②(ガソリン製造者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン 17,320円/kl (7,467円/二酸化炭素トン、27,380円/炭素トン)
【税収額】	<p>○総額約2.0兆円</p> <p>①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円)</p> <p>②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱</p>
【軽減措置】	<p>○以下については、免税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品原料としての化石燃料(ナフサ) ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 <p>○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応</p>
【実施時期等】	<p>○平成22年4月より実施。</p> <p>○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。</p>
【使途】	<p>○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。</p>

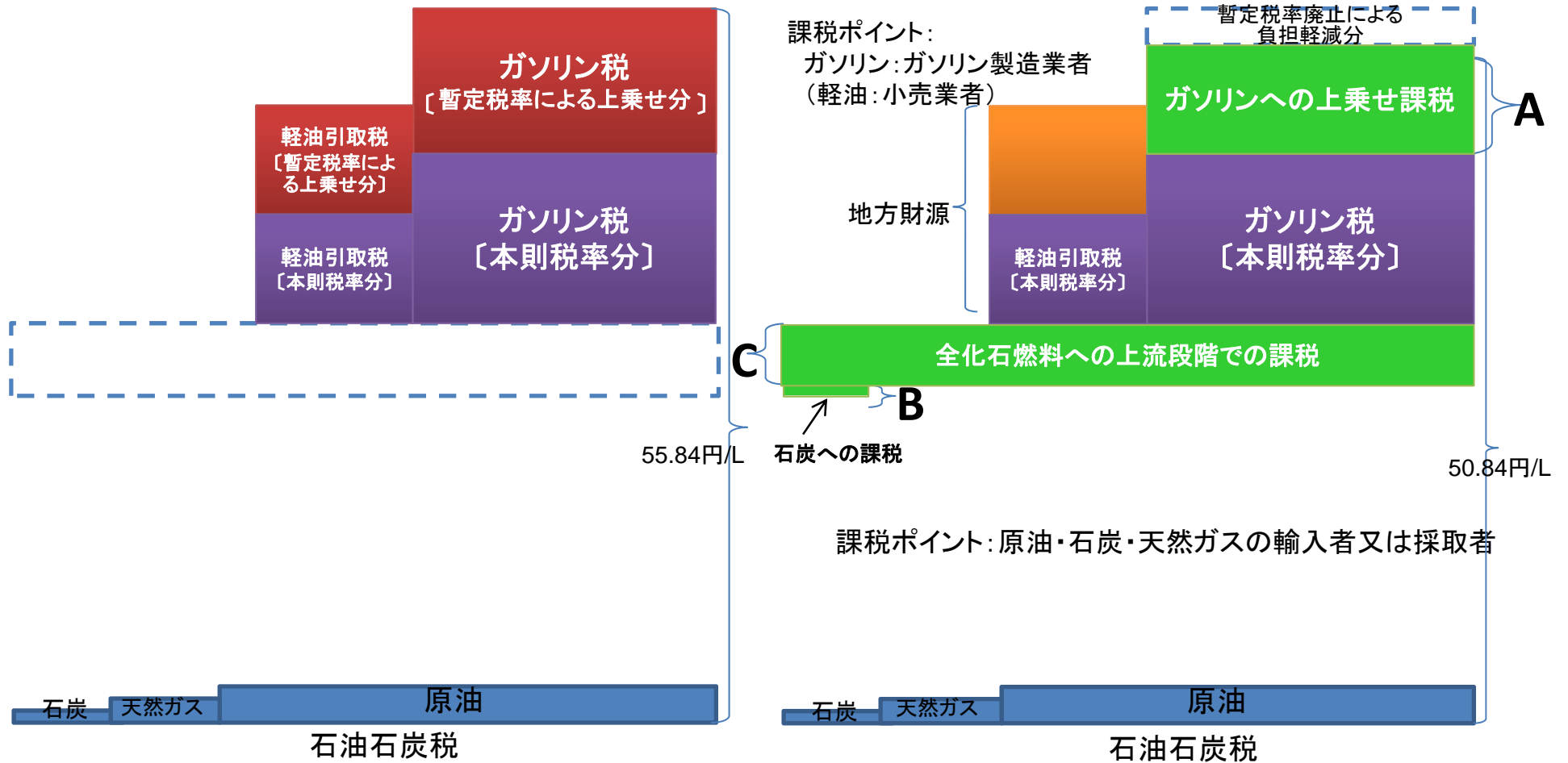
○その他

・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

地球温暖化対策税の全体像

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕



扶養控除や配偶者控除の見直しについて

資料2

民主党マニフェスト

○中学卒業までの子ども1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)の「子ども手当」を創設する(平成22年度は半額)。

○相対的に高所得者に有利な所得控除から、中・低所得者に有利な手当などへ切り替える。

⇒所得税で約1.4兆円、住民税で約1.1兆円の増収見込

(所得税:扶養0.8兆円、配偶者0.6兆円) (住民税:扶養0.6兆円、配偶者0.5兆円)

★仮に所得税のみで実施した場合には以下のような問題あり。

○課税最低限が逆転

・所得税(325.0万円⇒198.3万円)

⇒住民税(270.0万円)を大幅に下回る

所得税は「所得再分配の機能」
住民税は「地域の会費」

不整合

○納税者の事務負担が増大

・扶養控除の申告は所得税の確定申告に合わせて実施。

⇒扶養控除廃止に伴い、住民税に限って申告を求めると、納税者の事務負担が増大

扶養控除や配偶者控除の見直しについては、

所得税と住民税を一体として見直すのが望ましい。

※「子ども手当」は全国一律の考え方に基づく支給であり、全額国費で実施すべき(見直しによる増収額を地方負担の財源とすべきでない)

たばこ税収の内訳・推移(H15～H21)

税率の引上げによる消費の減退も踏まえ、これまで国：地方＝1：1のバランスが保たれてきた。
⇒税率の引上げが行われる場合にも、国と地方の配分割合1対1を堅持すべき

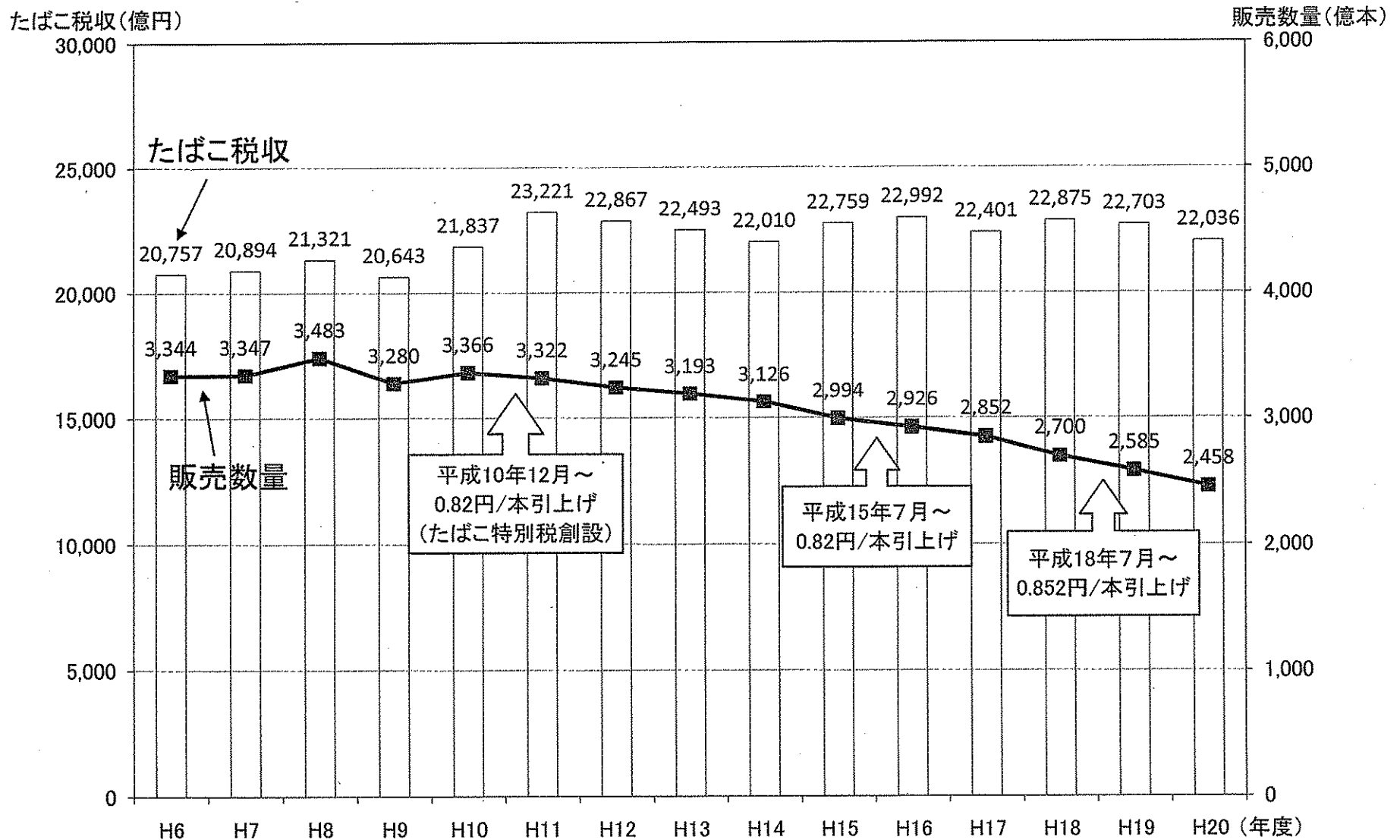
(単位：億円、%)

年度	国たばこ税等		地方たばこ税		小計			合計		販売数量(億本)	
	国	特別税	道府県計	市町村計	国税(A)	地方税(B)	B/A	たばこ税収(A+B)	対前年比	全国計	対前年比
15	9,032	2,411	2,778	8,538	11,443	11,316	0.989	22,759	103.4	2,994	95.8
16	9,097	2,389	2,826	8,680	11,486	11,506	1.002	22,992	101.0	2,926	97.7
17	8,867	2,329	2,752	8,453	11,196	11,205	1.001	22,401	97.4	2,852	97.5
18	9,272	2,176	2,807	8,620	11,448	11,427	0.998	22,875	102.1	2,700	94.7
19	9,253	2,142	2,778	8,530	11,395	11,308	0.992	22,703	99.2	2,585	95.7
20(予算)	8,940	2,065	2,710	8,321	11,005	11,031	1.002	22,036	97.1	2,458	95.1
21(予算)	8,430	1,947	2,559	7,859	10,377	10,418	1.004	20,795	94.4	2,393	97.4

※平成19年度までは決算額、20年度以降については地方のたばこ税は地方財政計画額、国のたばこ税は予算額である。

※税率の引上げ幅は、たばこ1箱(20本)あたりで表記。

たばこ税収と販売数量の推移



※1 収入帰属年度について、国たばこ税は、売渡月＝収入月となっているため、4月～翌3月に売り渡し等を行ったたばこに係る税収が1年度の税収となるが、地方たばこ税は、売渡月の翌月＝収入月となっているため、3月～翌2月に売り渡し等を行ったたばこに係る税収が1年度となっており、国と地方で1年度における課税本数は一致しない。

※2 平成19年度までは決算額、20年度については地方のたばこ税は地方財政計画額、国のたばこ税は予算額である。

※3 販売数量は日本たばこ協会調べによる。

中小法人課税の軽減措置について

○民主党マニフェスト

「中小企業向けの法人税率を現在の18%から11%に引き下げる。」

⇒国税(法人税)で毎年約1,900億円の減収

⇒**国税のみならず地方税(法人二税)、交付税総額が大幅減**

【中小法人課税の軽減措置(22%⇒11%)の地方への影響額(推計)】 (単位:億円)

	22%⇒18% (H21.4.1~H23.3.31)	18%⇒11%	22%⇒11% (影響額 計)
地方税(初年度)	40	70	110
地方税(平年度)	190	310	500
交付税(平年度)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人税 1,100×34%</div> 370	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人税 1,900×34%</div> 630	1,000
計	560	940	1,500

※ (推計値は10億円単位の概数)

平年度ベースでの地方への影響額は約1500億円(交付税総額の減を含む)
地方の歳入に影響を与えないよう、地方税財源の確保を